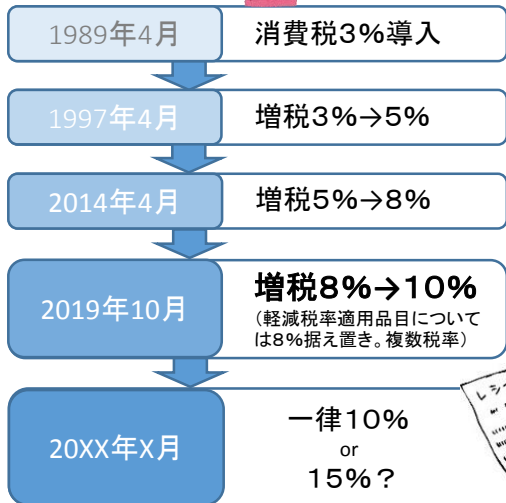


消費税の導入・増税の流れ

10%?  8%?



NEWS

軽減税率制度 導入まであと1年

来年10月1日からいよいよ消費税率10%への引き上げになります。3%に始まり5%、8%と、これまで何度か変更されてきた消費税ですが、今度は軽減税率が適用されます。食料品など生活必需品は、消費税を8%に据え置くことで増税による生活外費をやわらげ、それ以外のものは10%になります。今回導入される軽減税率の対象品目は大きく分けると2つ、生活必需品・外食を除く飲食料品、2つめは定期購読の新聞です。複雑で理解しにくいところもある軽減税率制度ですが、消費税率10%になる前に、もう一度お金の使い方や貯蓄などを見直しましょう。



平成30年10月号

Tax Info

進むキャッシュレス

以前はちよつと高額な買い物や旅行のお供にクレジットカードが使われていましたが、最近では公共料金の引き落としや、スーパー、コンビニでの支払いなど、とても身近に使われるようになり、便利になりました。トカードですが、その反面では、使い過ぎないようにきちんとした資金管理が求められています。また、停電時にはキャッシュレス決済が使えなくなり、リスクを知り、自己管理が必要となります。

<発行元>
いちかわ税理士事務所
平塚市東真土3-3-5
電話 0463-54-5366
FAX 0463-71-5313
http://0463545366.com/

今月の庭風景

2018年10月3日
事務所までの道のりです。

Topics

衣替えついでに断捨離

断捨離という言葉を知っていても、いざこれから断捨離をするぞというタイミングはなかなかないと思います。よほどのものが多く捨てなくちゃと思っている方、または引越しの時ぐらいいでしょうか? 体型が変わり着ない服、生地が痛みなかなか袖を通さない服、衣替えの時期を利用して、整理整頓、そして断捨離をしてみたいかがでしようか? 季節が変わり、衣替えで気持ちも新鮮に切り替えられるといいですね。

Teamいちかわ

意見交換会でのスイーツ、桃のタルト♪。飲み放題500円、お通し800円!



〇〇の秋といったら何ですか?

10月にもなり、街中もだんだんと秋めいてきましたね。夏の暑さと打って変わって過ごしやすいこの季節。秋になるとよくとげられるのが、〇〇の秋という言葉。この〇〇には様々な言葉があてられます。スポーツ、食欲、読書、行楽.....と、いろいろな楽しみがいっぱいですね。みなさんは、秋と言ったら何を思い浮かべますか?

10月の主な税務

- 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知
- 個人の都道府県民税及び市町村民税の納付(第3期分)
- 9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 8月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所得)・法人住民税)

今月の「気になる!」>
平成29年のハロウィンの経済効果は1,305億円で、ここ10年程の短期間でクリスマスに次ぐ大きなイベントへと成長しています。今後もハロウィン関連市場の拡大が楽しみです。

せいぎん 豆知識
フリマアプリの収入と税金
最近では、メルカリやヤフオクなどを利用して、身の回りの不要になった物を出品している方も多いためではないでしょうか。衣類や、生活用品、読まなくなった本などの不用品をフリマアプリやオークションで売った場合の収入は継続的な売買取除を除外して所得税の対象にはならず、税金はかかりません。
しかし、貴金属や宝石、書画、骨董などで、1個または1組の価格20万円を超える高額な品物の場合は、所得税の課税対象となるため、注意が必要です。
☆次回は、ノーベル賞と税金です。

HPでは税務に関する情報や、事務所の活動・日常のレポートを掲載しております。<http://0463545366.com/>